

いじめから子どもを守るために

福山市立松永中学校
校長 岡野 英俊

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- * 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- * 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つものとする。
- * 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指すものとする。
- * 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、かくされたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- * いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、各学校における「いじめ防止委員会」等の組織を活用して行う。

いじめは、決して許されることではありません。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである」との認識に立ち、いじめの小さなサインを早期に発見し、早期に対応することが大切です。そのためには、学校・家庭が連携して、いじめの問題に取り組む必要があります。次の例に示すようなサインを見られた場合は、いじめが存在している可能性があります。ご家庭でも、きめ細やかな注意を払い、実態の把握に努めていただき、気になることがあれば学校にご連絡ください。

	項 目
1	口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。
2	食欲不振になり、考え事をしている時間が増える。
3	学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
4	学校への通学時刻になると腹痛等身体の具合が悪くなる。
5	感情の起伏が激しくなり、動物や物等に入つ当たりする。
6	理由もなく、朝早く家を出たり、帰りが遅くなったりする。
7	衣服に汚れや破れが見られ、手足や顔等にすり傷や打撲の跡がある。
8	家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、用途のはっきりしないお金を欲しがる。